

転入 転出 時の届出

お忘れなく!

■市民課(内線100~102)

◎転入・転出などの届出

住所に関する届出は、その人の基本的権利・義務にかかわる大切なものです。定められた期間内に済ませましょう。
※届出人の本人確認を行いますので、運転免許証などの身分証明書の提示をお願いします。

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの(届出本人による署名の場合、印かんは不要)	出張所
転入届	転入した日から14日以内	本人または世帯主	・前住所地の転出証明書・印かん・国民年金手帳(加入者のみ) ・国外から転入の場合はパスポート	手続きできます
転出届	転出する日まで		・国民健康保険証(加入者のみ)・市民カード(登録者のみ)・印かん	
転居届	転居した日から14日以内		・国民健康保険証(加入者のみ)・印かん	
世帯主変更届 世帯分離届・世帯合併届	変更した日から14日以内		・国民健康保険証(加入者のみ)・印かん	

◎その他(転入・転出時はいろいろな手続きが必要です。該当する人は、お忘れなく手続きしてください)

転入・転出時の手続きの種類・内容	問い合わせ	転入・転出時の手続きの種類・内容	問い合わせ
印かんの登録・廃止 ※	市民課(内線100~102)	妊婦・乳児健診受診票の交付	こども政策課 ☎⑤9100
国民健康保険	国保けんこう課(内線112) または市民課(内線100~102)	特別児童扶養手当・特別障害者手当	障害福祉課 ☎②07306
国民年金	市民課(内線113・114)	障害者手帳の住所変更	
長寿医療保険	国保けんこう課(内線110・119)	原爆手帳・手当証書の住所変更	福祉政策課(内線151)
介護保険	長寿介護課 ☎②07301	上・下水道の使用開始・中止	水道局 ☎⑤1111
子ども手当・児童扶養手当	こども政策課 ☎⑤9100	小・中学校の転校	教育委員会(内線364・370) ※手続きの一部は市民課

※ 住所地でしか登録できません。転出の際は市民カードを返却してください。

ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> ・引っ越しの際に発生した大量のごみを持ち込むときは、事前にお知らせください。 ・家庭ごみに限り、次の休日を持ち込みができます。3月27日(日)、4月3日(日)、いずれも8:30~11:30 ・転入されるときは、ごみの出し方の申請手続きが必要です。 ・ごみの分別についてわからないときは、お気軽にご相談ください。 	清掃課 ☎⑤3100
------	--	------------

国民年金のお知らせ

退職(失業)による 特例免除制度

厚生年金に加入していた人が20~60歳未満で退職(失業)した場合、国民年金の加入手続きを行い、月額15,100円の保険料を納めていただきます。

ただし、保険料を納めることが経済的に困難な人は、特例免除申請により納付を免除されます。

○老齢基礎年金の2分の1の年金額を保証(免除期間中)
○障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入

◆特例免除制度

対象 免除申請する年度または、その前年度に退職(失業)した人(自己都合退職も含む)

審査 対象者の所得の状況は除外しますが、配偶者、世帯主に一定以上の所得があると免除が認められない場合があります。

提出書類 国民年金保険料免除申請書

申請先 市民課

申請用紙設置場所 市民課、諫早年金事務所

持参品 ・年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
・印かん

失業していることがわかる証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)

免除制度を利用すると、免除された期間は次のように扱われます。

○老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入

○被扶養配偶者の人へ
被扶養配偶者の人は、配偶者の退職(失業)により、国民年金の種別が変わるため、保険料の納付が義務づけられます。

○被扶養配偶者だった人も、特例免除に該当すれば申請により、免除が認められます。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」すれば年金額を増やすこともできます。

※詳しくは、ご相談ください。

■諫早年金事務所 ☎⑤1666

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

未納期間が2年(追納は10年)を過ぎると納められなくなります。年金を受け取る年齢になっても受給できない場合がありますので、忘れずに納めましょう。